

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次に掲げる無線局のうち、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体が免許を受けることができないものはどれか、電波法（第5条）の規定に照らし該当するものを下の番号から選べ。

- 1 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法第2条第6号の電気通信業務をいう。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。）であって、船舶安全法第29条の7（非日本船舶に対する本法の準用）に規定する船舶に開設するもの
- 2 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- 3 電気通信業務（電気通信事業法第2条第6号の電気通信業務をいう。）を行うことを目的として開設する無線局
- 4 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法第2条第6号の電気通信業務をいう。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験無線局及びアマチュア無線局を除く。）であって、航空法第127条（外国航空機の国内使用）ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの
- 5 海岸局（電気通信業務（電気通信事業法第2条第6号の電気通信業務をいう。）を行うことを目的とするもの以外のもの。）

A - 2 無線電話による通信を行っている船舶局が、その送信装置及び受信装置に新たに F1B 電波 2,177.5kHz、2,187.5kHz 及び 4,207.5kHz 等の周波数を装備し、また、デジタル選択呼出装置を設置して当該装置による通信を行おうとする場合、免許人はどのような手続をとらなければならないか、電波法（第17条及び第19条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 識別信号、電波の型式及び周波数並びに空中線電力について指定の変更を申請するとともに、無線設備の変更の工事を行うことについて総務大臣に申請しあらかじめ許可を受けなければならない。
- 2 識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間について指定の変更を申請するとともに、無線局の目的の変更及び無線設備の変更の工事を行うことについて総務大臣に申請しあらかじめ許可を受けなければならない。
- 3 無線局の目的の変更、無線設備の変更の工事及び無線設備の設置場所の変更を行うことについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 識別信号、電波の型式及び周波数並びに空中線電力について指定の変更を申請するとともに、無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A - 3 次の記述は、免許の有効期間及び再免許（アマチュア局のものを除く。）の申請について、電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許の有効期間は、免許の日から起算して □ A □ を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
903メガヘルツから905メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が5ワット以下である無線局であって、電波法第38条の2（技術基準適合証明）第1項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものの免許の有効期間は、
の本文の規定にかかわらず、10年とする。

船舶安全法第4条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の船舶の船舶局（「義務船舶局」という。）及び航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、 の規定にかかわらず、 □ B □ とする。

再免許の申請は、免許の有効期間満了前 □ C □ を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

A	B	C
1 3年	10年	1箇月以上3箇月
2 3年	無期限	3箇月以上6箇月
3 5年	10年	1箇月以上3箇月
4 5年	無期限	3箇月以上6箇月

A - 4 次に掲げるもののうち、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する船舶局の無線電話の送信設備であって空中線電力が100ワットであるものの空中線電力の許容値として正しいものを無線設備規則（第14条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 50ワット以上120ワット以下
- 2 50ワット以上150ワット以下
- 3 50ワット以上200ワット以下
- 4 75ワット以上125ワット以下

A - 5 次の記述は、義務船舶局の無線設備の電源の条件について、無線設備規則（第 38 条の 2）の規定に沿って述べたものである。
□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務船舶局の無線設備の電源は、その船舶の航行中、これらの設備を動作させ、かつ、同時に □ A □ 蓄電池を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。

の電源は、その電圧を定格電圧の（±）□ B □ パーセント以内に維持することができるものでなければならない。

A	B
1 非常電源用	5
2 非常電源用	10
3 無線設備の電源用	5
4 無線設備の電源用	10

A - 6 次の記述は、船舶局無線従事者証明の要件について、電波法（第 48 条の 2）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める □ A □ を有し、かつ、次の 又は に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局のことをいう。）の無線設備の □ B □ に関する訓練の課程を修了したとき。

総務大臣が の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から □ C □ を経過していないとき。

A	B	C
1 無線通信業務の経歴	操作の監督	5 年
2 無線通信業務の経歴	操作又はその監督	3 年
3 無線従事者の資格	操作の監督	3 年
4 無線従事者の資格	操作又はその監督	5 年

A - 7 無線局の運用の通則に関する次の記述のうち、電波法（第 52 条、第 55 条、第 57 条、第 59 条及び第 60 条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 無線局は、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合以外の場合、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局については放送事項）の範囲を超えて運用することができる。
- 2 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 無線局は、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合を除き、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。
- 5 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

A - 8 次の記述は、無線局を運用する場合に関する電波法（第 53 条及び第 54 条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、□ A □ は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は次に掲げるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に記載された □ B □ であること。
- (2) 通信を行うため □ C □ であること。

A	B	C
1 識別信号、電波の型式及び周波数	ものの範囲内	必要最小のもの
2 識別信号、電波の型式及び周波数	もの	必要最小のもの
3 識別信号、通信方式及び発振方式	ものの範囲内	適正な値のもの
4 無線局名、通信方式及び変調方式	もの	適正な値のもの

A - 9 次の記述は、船舶局の遭難自動通報設備の機能試験に関して述べたものである。無線局運用規則（第 8 条の 2）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 毎日 1 回以上、空中線を使用しないで、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 2 1 週間に 1 回以上、擬似空中線回路を用いて、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 3 毎月 1 回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 4 1 年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 5 6 箇月以内の期間ごとに、当該無線設備の取扱説明書に従って、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。

A - 10 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信において、通常通信電波を使用して呼出し及び応答を行う場合の送信事項を無線局運用規則（第 20 条、第 23 条、第 18 条、第 58 条の 11 及び第 14 条並びに別表第 4 号）の規定に沿って掲げたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しにおける送信事項	
(1) 相手局の呼出名称	A
(2) こちらは	1 回
(3) 自局の呼出名称	B
(4) どうぞ	
応答における送信事項	
(1) 相手局の呼出名称	C
(2) こちらは	1 回
(3) 自局の呼出名称	D
(4) どうぞ	

A	B	C	D
1 1 回	1 回	1 回	1 回
2 2 回以下	2 回以下	2 回以下	2 回以下
3 3 回以下	1 回	3 回以下	1 回
4 3 回以下	2 回以下	2 回以下	1 回
5 3 回以下	3 回以下	3 回以下	3 回以下

A - 11 次の記述は、電波の使用制限について、無線局運用規則（第 58 条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

- 27,524kHz 及び 156.8 MHz の周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。
- (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、A の周波数の電波については、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出し（B の周波数の電波については、安全通信）を行う場合
 - (2) 呼出し又は応答を行う場合
 - (3) 準備信号（応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。）を送信する場合
 - (4) B の周波数の電波については、海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信（(1) に掲げる通信を除く。）を行う場合
- 500kHz、2,182kHz 及び 156.8 MHz の周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、C にわたってはならない。ただし、2,182kHz の周波数の電波を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合及び 156.8 MHz の周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、この限りでない。
- に規定する周波数の電波は、これらの電波を発射しなければ無線設備の機器（D を除く。）の試験又は調整ができない場合には、の規定にかかわらず、これを使用することができる。

A	B	C	D
1 156.8 MHz	27,524kHz	3 分以上	無線電話の送信装置及び受信装置
2 156.8 MHz	27,524kHz	1 分以上	警急自動電話装置
3 27,524kHz	156.8 MHz	3 分以上	無線電話の送信装置及び受信装置
4 27,524kHz	156.8 MHz	1 分以上	警急自動電話装置

A - 12 次の記述は、緊急通信について、電波法（第 52 条及び第 67 条）及び無線局運用規則（第 93 条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に □ A □ 場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、□ B □ に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、緊急信号又は電波法第 52 条（目的外使用の禁止等）第 2 号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□ B □ を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（□ C □ による緊急通信を受信した場合には、少なくとも 3 分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 陥った	非常通信	モールス無線電信又は無線電話
2 陥った	遭難通信	デジタル選択呼出装置
3 陥るおそれがある	非常通信	デジタル選択呼出装置
4 陥るおそれがある	遭難通信	モールス無線電信又は無線電話

A - 13 次の記述のうち、遭難通報等を受信した船舶局のとるべき措置に該当しないものを無線局運用規則（第 81 条の 7）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 衛星非常用位置指示無線標識の通報又は捜索救助用レーダートランスポンダの通報を受信したときは、直ちにこれを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 5 船舶局が送信する遭難呼出しを受信し、これを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にいることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A - 14 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について、無線局運用規則（第 70 条の 2）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、□ A □ を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B 電波 2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz 若しくは 16,804.5kHz 又は F2B 電波 156.525MHz
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて狭帯域直接印刷電信装置を使用する場合
F1B 電波 2,174.5kHz、4,177.5kHz、6,268kHz、8,376.5kHz、12,520kHz 又は 16,695kHz
- (3) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合
J3E 電波 2,182kHz、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz 若しくは 16,420kHz 又は F3E 電波 156.8 MHz
- (4) 船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合（遭難通信及び緊急通信を行う場合に限る。）
A3E 電波 121.5MHz
- (5) 無線電話を使用する場合（(3)及び(4)に掲げる場合を除く。）
A3E 電波 27,524kHz 若しくは □ B □ 又は通常使用する呼出電波

海上移動業務において、無線電話を使用して医事通報に係る緊急呼出しを行った場合における当該医事通報の送信又は既に送信した緊急通報の再送信は、□ C □ の規定にかかわらず、□ C □ により行うものとする。

海上移動業務において、モールス無線電信又は無線電話を使用して安全通報を送信する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて送信する場合を除く。）は、□ C □ の規定にかかわらず □ C □ により行うものとする。ただし、A3E 電波 27,524kHz により安全呼出しを行った場合においては、当該電波によることができる。

A	B	C
1 遭難通信	H3E 電波2,182kHz	別に告示する周波数の電波
2 遭難通信	F3E 電波 156.8 MHz	通常通信電波
3 遭難通信又は緊急通信	H3E 電波2,182kHz	通常通信電波
4 遭難通信又は緊急通信	F3E 電波 156.8 MHz	別に告示する周波数の電波

A - 15 次の記述は、安全呼出し等について、無線局運用規則（第 96 条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリティ」又は「□ A □」を 3 回送信して行うものとする。

通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、第 59 条第 1 項の事項（通信可能の範囲内にあるすべての無線局にあてる通報を同時に送信しようとするときの送信事項のことをいう。）の前に「セキュリティ」又は「□ A □」を 3 回送信して行うものとする。

の安全通報は、□ B □ 送信するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。

の安全通報には、通報の □ C □ を付さなければならない。

A	B	C
1 警報	その通報を入手した直後から	出所及び日時
2 警報	海岸局又は船舶の責任者の命令により	種類及び重要度
3 安全	その通報を入手した直後から	種類及び重要度
4 安全	海岸局又は船舶の責任者の命令により	出所及び日時

A - 16 次の記述は、周波数等の変更について、電波法（第 71 条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、当該無線局の □ A □ に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の □ B □ の指定を変更し、又は人工衛星局の □ C □ の変更を命ずることができる。

の規定により人工衛星局の □ C □ の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C
1 運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所
2 運用	周波数若しくは空中線電力	無線設備
3 目的の遂行	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線設備
4 目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所

A - 17 次に掲げる記述のうち、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、臨時に検査させることがある場合に該当するものを電波法（第 73 条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線局に再免許を与えたとき。
- 2 変更検査を実施した無線局から当該変更検査に係る無線設備の機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置について、免許人から報告を受けたとき。
- 3 運用の停止を命令した無線局から運用を再開したい旨の申出があったとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき。
- 5 無線局の運用を 1 箇月以上休止する旨の届出があった免許人から運用を再開する旨の申出があったとき。

A - 18 次の記述は、電気通信の秘密について、国際電気通信連合憲章（第 37 条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

構成国は、□ A □ の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する □ B □ 措置をとることを約束する。

A	B
1 国際通信	すべての可能な
2 国際通信	技術的に可能な
3 公衆通信	すべての可能な
4 公衆通信	技術的に可能な

A - 19 次の記述は、暗語に関する国際電気通信連合条約（第 40 条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

官用電報及び □ A □ は、すべての関係において暗語により記載することができる。

暗語による □ B □ は、すべての □ C □ 認められる。ただし、□ B □ に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。

構成国は、暗語による □ B □ の自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第 35 条に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による □ B □ の中継を認めなければならない。

A	B	C
1 私報	業務用電報	無線通信について
2 私報	業務用電報	構成国の間において
3 業務用電報	私報	無線通信について
4 業務用電報	私報	構成国の間において

A - 20 次の記述は、義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局のことをいう。）に備え付け、掲げておかなければならない表について、電波法施行規則（第 28 条の 3）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務船舶局等には、□ A □ に関する事項で総務大臣が告示するものを記載した表を備え付け、その無線設備の □ B □ を行う位置から容易にその記載事項を見ることができる箇所に掲げておかなければならない。

A	B
1 遭難通信の通信方法	通信操作
2 遭難通信の通信方法	試験又は調整
3 無線設備の試験又は調整のための電波の発射の方法	通信操作
4 無線設備の試験又は調整のための電波の発射の方法	試験又は調整

B - 1 次の記述は、船舶局の運用に関して述べたものである。電波法（第 62 条）の規定に照らし正しいものを 1、誤っているものを 2 として解答せよ。

ア 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第 52 条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信及びその他総務省令で定める通信のことをいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合（無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合等のことをいう。）は、この限りでない。

イ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、運用の停止を命令することができる。

ウ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

エ 船舶局は、他の船舶局と通信を行う場合において、混信の除去その他特に必要があるときは、当該他の船舶局に対して周波数の変更を命ずることができる。

オ 船舶局は、海岸局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している海岸局に対してその妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

B - 2 次の記述は、遭難通報に関する無線局運用規則（第 77 条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

遭難呼出しを行った無線局は、□ ア □、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

(1) 「□ イ □」又は「遭難」

(2) 遭難した船舶又は航空機の □ ウ □

(3) 遭難した船舶又は航空機の位置、□ エ □ 及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項

の (3) の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び

□ オ □ で示す距離によって表すことができる。

1 遭難の種類	2 キロメートル	3 メーデー
4 できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて	5 パン パン	6 遭難した時刻
7 その遭難呼出しに対して応答があったときは	8 海里	9 名称又は識別
10 乗客及び乗組員の数		

B - 3 次の記述は、総務大臣に対する報告について、電波法（第 80 条、第 81 条及び第 81 条の 2）の規定に沿って述べたものである。
□ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は **ア** を行ったとき。
(2) この法律又は **イ** に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
(3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

総務大臣は、無線通信の **ウ** その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、**エ** に関し報告を求めることができる。

総務大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が第 48 条の 3 第 1 号又は第 2 号（船舶局無線従事者証明がその効力を失う場合の要件に関する規定をいう。）に該当する疑いのあるときは、その者に対し、総務省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の **オ** であって総務省令で定めるもの（船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 39 条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書等のことをいう。）の提出を求めることができる。

- | | | | |
|--------------|----------------|--------|----------------|
| 1 医事通報に関する通信 | 2 この法律 | 3 非常通信 | 4 海上移動業務の無線通信 |
| 5 船舶局無線従事者証明 | 6 効力を確認するための書類 | 7 放送法 | 8 経歴を証明するための書類 |
| 9 秩序の維持 | 10 円滑な疎通 | | |

B - 4 次の記述は、第二級総合無線通信士の資格を有する者が行うことができる無線設備の通信操作（アマチュア無線局の無線設備の通信操作を除く。）について、電波法施行令（第 3 条）の規定に沿って掲げたものである。□ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

無線設備の **ア** のための通信操作

船舶地球局、航空局、航空地球局、**イ** 及び航空機地球局の無線設備の **ウ** のための通信操作

移動局（に規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の **ウ** のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）

エ に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の **オ** のための通信操作

東は東経 175 度、西は東経 94 度、南は南緯 11 度、北は北緯 63 度の線によって囲まれた区域内における船舶（**エ** を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の **オ** のための通信操作

- | | | | |
|--------|----------------|---------------|--------|
| 1 漁船 | 2 国内通信 | 3 海上移動衛星業務の通信 | 4 航空機局 |
| 5 港務通信 | 6 海岸局 | 7 海岸地球局 | 8 旅客船 |
| 9 国際通信 | 10 国際電気通信業務の通信 | | |

B - 5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第 38 条）の規定により、国際航海に従事する船舶の義務船舶局に備え付けておかねばならない書類を 1、備付けを要しない書類を 2 として解答せよ。

ア 無線従事者選解任届の写し

イ その船舶の所有者、用途、総トン数、航行区域、主たる停泊港又は信号符字の変更に伴う届書の写し

ウ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し

エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

オ 海上における人命の安全のための国際条約